

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 誠美会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事業所の所在地 広島市中区鞆町6番26号
- (3) 設立許可年月日 平成16年2月10日
- (4) 設立登記年月日 平成16年2月17日
- (5) 役員及び評議員

氏 名		備 考
理事長	川原 正照	医療法人社団 誠美会 川原歯科医院管理者
理 事		
同		
同		
監 事		

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院			
診療所	医療法人社団誠美会 川原歯科医院	広島市中区鞆町6番26号	
介護老人 保健施設			

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年8月20日 令和3年度決算の決定
 令和 5年6月30日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

(1) 法人名 医療法人社団 誠美会
 所在地 広島市中区鞆町6番26号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和5年6月30日現在)

1. 資 産 額 64,721 千円
 2. 負 債 額 24,309 千円
 3. 純 資 産 額 40,412 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	22,846
B 固 定 資 産	41,875
C 資 産 合 計 (A+B)	64,721
D 負 債 合 計	24,309
E 純 資 産 (C-D)	40,412

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃貸 部分的に法人所有 (部分的に賃貸))
 建 物 (法人所有 賃貸 部分的に法人所有 (部分的に賃貸))

様式 3 - 4

法人名 医療法人社団 誠美会
 所在地 広島市中区鞆町 6 番 2 6 号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸借対照表
 (令和 5 年 6 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	22,846	I 流動負債	4,791
II 固定資産	41,875	II 固定負債	19,518
1 有形固定資産	7,421	負債合計	24,309
2 無形固定資産	123	純資産の部	
3 その他の資産	34,331	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	30,412
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	40,412
資産合計	64,721	負債・純資産合計	64,721

様式 5

法人名 医療法人社団誠美会

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区幟町6番26号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

様式 5

監 事 監 査 報 告 書
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

医療法人社団 誠美会
理事長 川原 正照 殿

私は、医療法人社団誠美会の令和4会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年8月20日
医療法人社団 誠美会

監事

